

第3回 官業民営化等WG 議事録（経済産業省ヒアリング）

1．日時：平成17年6月22日（水）13:30～15:30

2．場所：永田町合同庁舎1階第1会議室

3．項目：官業の民間開放に関する各省庁ヒアリング

高圧ガスの検査

電気計器の検査・検定

ベンチャーキャピタル業務

4．出席：○規制改革・民間開放推進会議

鈴木主査、原主査、白石委員、安念専門委員、大橋専門委員、

福井専門委員

○経済産業省

高圧ガスの検査

原子力安全・保安院 保安課長 谷川 浩也

（以下「谷川保安課長」という。）

電気計器の検査・検定

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力市場整備課長 紀村 英俊

（以下「紀村電力市場整備課長」という。）

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力市場整備課 課長補佐

鈴木 英敬（以下「鈴木電力市場整備課長補佐」という。）

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力市場整備課

電気計器係長 北原 一秀（以下「北原電気計器係長」という。）

ベンチャーキャピタル業務

中小企業庁 事業環境部 財務課長 平井 裕秀

（以下「平井財務課長」という。）

中小企業庁 事業環境部 財務課 投資育成担当課長補佐

中田 富幸

中小企業庁 事業環境部 財務課 投資育成係長 佐藤 正司

高圧ガスの検査

○鈴木主査 どうも御苦労様です。ただいまから第3回「官業民営化等WG」を開催いたします。

今日は、指定法人関係のヒアリングをさせていただきます。最初に経済産業省、それから総務省を予定しております。

それでは、指定法人関係について担当いたします白石委員に以後司会進行をして

いただきますので、よろしくお願いいたします。

○白石委員 お忙しい中ありがとうございます。30分しかお時間ございませんので、5分ないし10分程度で御説明をいただきまして、残りを質疑に当てさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○谷川保安課長 原子力安全・保安院の保安課長をしております、谷川と申します。それでは、お手元に指定の書式で資料を御用意してございますので、これに沿って5分～10分ということでございますので、かいつまんで要点を御説明したいと思います。

対象になっておりますのが、高圧ガスの検査ということで、高圧ガス保安法という法律がございまして、こちらで高圧、常温で1メガパスカル以上の可燃性ガスというのが基本で、法律、政令で細かく決まっておりますが、そういう高圧ガスの取扱いの安全を確保して災害を防止するという目的で、明治から続いている法律でございますけれども、これに基づく検査業務ということでございます。

詳しく御説明しますと、実施主体としては、検査は国・都道府県、高圧ガス業界の指定民間機関等ということになっております。

従事者数は、後ろの方に参照がございますので、ちょっと飛ばしてそちらで説明させていただきます。

「事務・事業の内容」なんですけれども、基本的には条文を読んでいただければと思います。これは、平成11年だと思えますけれども、昔は取締法ということで、基本的には旧内務省の方であった法律ということでございますけれども、戦後は商工省、当時の通商産業省の方に移管されまして、産業政策の一環として実施されてきたわけなんですけれども、危ないものですからかなり厳しい取締規制だったのを、自主法案を大きな原則とするということで、名前も保安法というふうに変えまして、体系を少し改正したと。考え方の哲学を大きく変えたという経緯があるのですけれども、その中においても、性質にかんがみて第三者認証としての検査は維持していくということであります。

この資料のところでございますけれども、基本的には可燃性、支燃性、毒性といった性質を有して、かなり高圧・高温で使われている。典型的なもので言いますと、石油精製プラントとか、石油化学プラント、あるいは酸素のプラントでありますとか、LPガス、その他一般アセチレン等々のガスが広く対象になりますけれども、全般に押しなべて対象になっているガスなり、取扱設備というのは非常に大規模で、万が一の場合にはかなり大きな事故につながって災害が大きいということで、法律上は製造・貯蔵・販売・移動等についての個別、具体的な規制がありまして、事業と許可が入っておりますけれども、ベーシックなところは、技術基準というのが比較的細かく決まっておりますので、これに適合を確保するという義務が事業者にかかっています。

その適合性が、実際にそうなっているかということを、第三者の立場で認証するのが、この法体系における検査ということになっており、設備完成時に行われる完成検査、それから共用開始後ですが原則年 1 回ということで、昔は都道府県、改正後は指定民間機関にも開放されている検査とか、こういう一連のものが入っているということでございます。

直接検査ということではございませんけれども、5 の欄の一番下のところに「自己検査ができる者の確認」、かなり能力とノウハウが備わっている大規模事業者、かなり要件が細かく決まっておりますけれども、いわゆる第三者、公的機関がやらなくても自分で十分できるという方については、そういう能力と意欲を厳格に審査した上で、自分でやっていいという仕組みが法制上もできております。そういうものの確認、事業所の検査、あるいは保安規定なるものをつくって、一定の資格を持った保安主任技術者を置くことが義務づけられておりますが、そのための国家試験等々の実施を行っているということになっております。

「6．民間開放の状況」ですが、過去幾たびかこういう大きな流れの中での御指摘をいただいております、基本的に高圧ガス保安協会、あるいはもともと都道府県ですけれども、こういうところが実施しておりました検査等について、その義務を的確に実行できるというような要件を定めまして、それを満たしていることを審査して指定するというような、条件付きというか、そういう仕組みの下に民間機関に開放するということが既に実施されております。

したがいまして、民間機関が参入できない上記業務は、検査に関してはないというのが現状でございます。

ただ、現実には検査に参入が起こっているか、起こっていないかということか、市場原理も働きますものですから、別紙 1 を御覧になっていただければと思いますけれども、これが現在の参入の状況でございます。検査主体で、先ほどの完成検査、保安検査、それから容器、高圧のベッセルと言いますか、圧力容器についても容器検査というものを実施しておるのですが、これが高圧ガス保安協会にて行っているものでございまして、それと附属品ですね。この辺が追加になっておりましたけれども、この全体表の中で、要するに一番上の完成検査でありますと、ここに参入しているのは 1 機関ですが、これが上から見ていくと 3 番目です。1 機関、民間から参入しております、この人が検査すると都道府県の検査はなくていいということになるのですが、代わりになると。これが 1 機関参入しております、実際の検査数は全体の 1 万 3,000 件のうちの 141 件というふうに見ていただければいいわけです。

保安検査については、同様に見ると 51 機関の指定保安検査機関が現在存在しております、3 万 2,000 余件の全体検査数の中で、8,400 件程度民間から参入された方々がやっておられるということになっております。

輸入検査も同じようなことになっておりまして、容器検査等々、こういうことに

なっております。

それで、基本的には参入が起こってないところというのは、今のところこの表の上では附属品検査ですね。こちらの方とかですけれども、ある意味で安定した需要があるとか、あと検査に行うのに必要な大規模な初期投資等々が必要ですので、そういうメリットがあれば参入し、メリットがない場合は参入を行わないということになっておるわけでございます。

事務・事業を廃止した場合の影響ですが、廃止した場合というのは簡単に言うと、基本的には高圧ガス保安協会が特別な機関でなくなるというケースと、実際に具体的にはそういう業務を彼らがやめてしまうというケースと、2段階ぐらい考えられると思うのですけれども、前者については特別な機関ではなくても、もともと関係民間機関と同じような立場で、代替関係にあってやっているの、まず前者は特に問題はないのではないかと思います。ただ、実際ほかに代わる人が存在しない段階で彼らが撤退してしまうと、要するに、世の中に検査をする人がいなくなってしまうということになりまして、具体的に今、参入したい人がいて、その人がやりたくても何か制約があってできないとか、そういう事情でもあればともかくとして、現状においてそういう見通しが無い中でやめてしまうと、やはり法の施行ができなくなるということで、これは最終的には法の仕組みが必要かどうかという判断にかかってくるのですが、安全性について別に時代による差はございませんので、その辺については別の意味で問題は問題であるということでもあります。

「更なる民間開放についての見解」、これは既に制度的には対応済みでございますので、実態上どうなるかというだけの話ではないかということで、先ほどの繰り返しでございます。

次の2ページ目でございますが、9の は先ほど引用させていただきました別紙1の表のとおりでございます。

あと でございます。これが、先ほど私が触れたポイントに関わってくる話ですけれども、御指摘の質問は「自己検査への移行の流れからすれば、高圧ガス保安協会や指定検査機関による検査は将来的になくなっていくべきものとするが、貴省の見解如何」。だから、民間開放を更に超えて、検査そのものがなくなってもいいのではないかという御指摘ですけれども、これは先ほど申し上げたことと同じですが、その能力のある人、ちゃんとやれる人、ノウハウが身に付いている人、当然それを前提として、そういうスタッフを持っている。ここが前提となります。

残念ながらこの自己検査論というのは、2年ほど前にやや自己検査のコンプライアンス問題とか、データベース化とか、ちょっと問題が起こりまして、認定取消しという処分を行った経緯があるのですが、そういう意味では実際にやるということに加えて、内部の監査システム、チェックとか、そういうことを含めて体制をきっちり持ってもらおうということが条件にはなるのですけれども、そういう方は別に今

でもやれるわけなので、こういう方が事実上世の中に広がってくれば、結果的に自己検査の範囲は広がっていくだろうということです。

では、現実にはすべての事業者がそこまでいくかというふうに考えますと、現実には典型的な一番トップランナーというか、大規模で有能な方々はそこになっているのですけれども、現在社数でいっても 47 社程度でありまして、高圧ガス保安法が見ている対象事業所が、全国で約二万ございますが、ほとんどが数で言うと中小企業でありまして、そういう方はそういう体制とか、人員をキープするのはなかなか難しいので、県に検査してもらうか、あるいは指定検査機関にお願いするというのが現実でございまして、そこまで含めて最終的にはそこまでいくということは、なかなか想定するのは難しいのではないかと思います。

では、そもそも法律上やめるかどうかというのは、要するに、それで安全が確保されるか、災害防止ができるかということの判断なので、これは立法府の判断ということになるかと思います。

○白石委員 ありがとうございます。そろそろお時間なので、よろしいでしょうか。あとは文面をお読みいただくということで、質疑に移らせていただきたいと思います。

早速よろしいでしょうか。お出しいただいている別紙 1 で、件数的には附属品まで入れれば 3,647 万件あると。これが全部民に移行してしまえば、非常に大きなマーケットができると思うのですけれども、どれぐらい手数料を取っていて、どれぐらいもうけているという言い方は変かもしれませんが、都道府県とか高圧ガス保安協会に入っていて、もしこれが民に移行した場合どれぐらいの市場ができるかという数字はございますか。

○谷川保安課長 まず、容器検査、附属品検査というのは、要するに、法制上の検査上は一個一個できた後、一個一個全数検査ということになってしまうものですから、要するに、ものすごく数が増えるのですけれども、これは一個あたりに割り戻すと、手数料で言うと十何円とかという話になってしまうので、まず一般的に申し上げてこれがそのままものすごい規模になるわけではないと。大きな検査の方が 1 件で何十万と、これは手数料で決まっていまして、大体都道府県でやるものと民間でやるものと同じになっているのですけれども、それから見ると、単価で見ればものすごく少ないということで、そういうものだと思っていただければと思います。

では、収入なのですから。

○白石委員 あとでコピーをいただいても結構でございますので、ほかの方も御質問がおありになるとと思いますので、いかがでしょうか。

どうぞ。

○大橋専門委員 高圧ガス設備というのは、時代とともに安全性というものが非常に高まってきたと思うのですが、特に容器検査なんていうのは、今の段階で本当に

必要なかどうか。もしこれを全廃したら、どんな支障が起こるから検査というものを残しておくのか、そこをもう少し詳しく説明してほしいと思っています。

例えば、一応検査はしているから事故が起こってないとおっしゃるのかもしれませんが、いけれども、事故は全く今の状況の中ではないというわけではなくて、若干はあるのかどうか。特に容器検査に関連して事故件数というものがあれば教えていただきたいと思います。

○谷川保安課長 先ほどの質問は、何で見るかなんですけれども、経営規定の場合は、財務諸表の企業内容が公開されていますので、そこの中の検査収入ということをごらんになれば、それが市場規模だとは私は直接は思いませんが、目安ぐらいにはなると思いますので、後ほど御提出させていただきたいと思います。

今の質問ですが、事故の方はこの3年ぐらい実は増えているのです。これは別の方向からいろいろ言われておりまして、高圧ガス全体の事故というのは、件数としてはかなり増えていて、最近で見ると最高になっているということなのですが、もちろん事故の定義の問題もありますから、深刻なものはというと、高度成長期には大きい爆発とか、人が死んだりとかいうのがぼんぼん起こった時期があって、それで大改正をしたという経緯があるのですが、そういうようなものは幸いないです。

したがって、結果的にコントロールがされていまして、それは我々は非常にいいと思っているのですが、一方で設備が全般的に高経年化というか、高度成長期にたくさんつくったプラントが、かなり時間が経っておりますので、必要なメンテとは当然事業者は一生懸命やっているのですけれども、どうしても劣化が起こって、腐食してつなぎ目から漏れてしまったとか、こういうたぐいのものは実は増えているんです。

したがって、それをいかにうまく合理的に管理していくかというのが、最近の課題というか、そこはテクノロジーの活躍する分野でもありまして、いろんな検査手法もまさにそういうことをいかに、パイプの総延長はものすごく長いですから、例えば、どの辺がより危なさそうだから、重点的に見るべきだとか、この辺は大丈夫そうだからとか、そういうのがまさに課題にはなっているのです。それが全般の状況です。

全体が増えている中で、では容器がどうなのだとすることで、今、手元に容器だけ分類した数字がないのであれなのですが、容器も劣化という感じで言うと、結構事故調査の原因分析のような、意外と進んではないけれども、最近始めていろいろやっているのですけれども、時間が経つと劣化しますね。これによる漏れとか爆発というのは、意外に起こっていたりして、例えば、この間高圧ガス保安協会での事故分析の研究会で、私も出ていろいろ議論した中で、1つ容器で出てきたケースで思い出したのが、消防の持っている酸素ボンベが、予算制度の硬直性というような問題等々もあって、メンテがされてないために、バルブの継ぎ目のところが劣化

して、ぼんと破裂してしまい、これを扱っていた人がかなり大けがをしたという事例があるのですけれども、そういう意味での劣化のリスクというのは同じようにはあるのです。

したがって、容器検査の中でも一定年経ったら再検査をしるということになっているのですが、これなんかもある意味でプラントと同じようなレベル、そういうところをいかに察知して、そういうものは使わないようにしてもらおうとか、変えてもらおうとか、メンテをきちっとやってもらおうような指導を徹底するとか、これはこれで別途課題にはなって、消防の方には問題意識というか、情報を提供して、こういうことはきちっとやってくださいと。メーカーの方ではそういうサービスを提供している実態があるようです。

そういうことをやったこともありますので、全くないかと言うと、同じようなレベルでの問題はあと思っています。

○大橋専門委員 劣化による事故というのは、この容器検査で防止することはできないのではないですか。つまり容器検査というのは、もともとは製造時に検査するものではないのですか。

○谷川保安課長 私が申し上げたのは、容器に関する検査のうちの再検査ではそういうところは見ていますということです。

○大橋専門委員 再検査で見ているわけですか。

○谷川保安課長 その供用開始後の劣化に関してはですね。だから、プラントで言う保安検査だと思います。

いわゆる容器検査、完成時につくるものです。これがなくなると一体何が困るかというのは、どうでしょうか。これは今すぐあれなので、専門家に確認してみますが、要するに問題意識は、技術力が上がっていて、不良品率が下がっているはずだからということですね。

だから、それは不良品率が下がっているからといって、ちなみにどれくらい不良ではねられるかという数字を見てみたいと思いますけれども、一般的な考え方としては、検査はすべてそうなのですから、省略をすることによって、もしそういうものが事前にチェック漏れが起こった場合に、そこで何かトラブルが起こるわけですね。トラブルが起こった者を、別にトラブルが起こったのだから、そういう者は免許取消しにしてしまえとか、そういう者は辞めさせてしまえとか、したがって淘汰されていいではないかと。これは非常に普通の世界の規制緩和式の考え方だと思っていますけれども、保安の場合はその過程で事故が起こってしまうと、そこで人が傷付いたり、死んだり、周りに迷惑をかけて、そのリスクは顕在化させないというのが、法律の建前というか、つくり方になっていて、だから規制なので、それは別に世の中事故がぼんぼん起こっていいので、それは事故を起こした者は撤退させるのだと、途中のリスクは甘受して下さいと国民に言う仕組みだったら、そうなので

しょうけれども、そうではそもそもないので、その辺の安全・安心に関する要求水準というのは、私も 20 年ほど原子力をやっていて、こちらに戻ってきたんですけども、昔よりもはるかに高いので、ちょっと事故が起こってテレビに出るだけで、すぐあちらこちらに連絡しなければいけないようなあれなので、全般的な感じでは、不良品がほぼ確実にないとか、そういう確信でもない限り、そういう議論は難しいのではないかという気はいたしますが、少し確認してみます。

○白石委員　どうぞ。

○原主査　2 点なのですが、両方とも重ねての質問ということになると思いますけれども、7 のところで「廃止した場合の影響」と書いてあって、下から 3 行目、4 行目辺りに「民間機関が高圧ガス保安協会が撤退した後の隙間を埋めることはなく」というふうに、限定的に書かれているわけですが、別紙 1 に戻ると、容器検査と附属品検査が、この数字だけではなく、これが直接市場の大きさを表わしているわけではないというお話はあったんですが、前提として安定した需要と初期投資が必要なので、そこがなかなか賄い切れていないので、ここに参入がないのだろうというお話があったのですが、その上の完成検査とか、保安とか、輸入とかは、それぞれ入ってきているわけで、やはりなぜここだけがなかなかハードルが高いというのが、まだ見えにくいというか、まだ何か規制があるような感じがして、私としては全くゼロのところからだと、参入は大変かと思いますが、他の分野のところでは入ってきているので、本当に直接、具体的には何がハードルになるのかということを重ねて質問をお願いしたいと思います。

もう一点、質問なのですが、今、大橋専門委員の質問に対しての御回答なんです、私が大変気になるのは、やはり公が入っていることでそういった検査とかの省略がなくて、それから途中で何か事故があった場合に、民間だと任せられないけれども、公であればそこところはきちんと見ていくんだというような御回答だったんですが、私は実は逆に考えていて、民間の方が何か事故を起こした場合には、その市場から撤退を余儀なくされるということで、リスクとしてはとても大きくて、やはり安全に働くのではないかと。公の方は、事故を起こしても撤退しないですね。

私も、原子力にずっと関わって、原子力行政を見てきていたので、何かいつも原子力行政でも説明されるときの違和感と同じようなものを感じます。

その 2 点、お願いしたいと思います。

○谷川保安課長　非常によくわかりますので、お答えをいたします。

前半の部分ですけれども、別紙 1 で列記をしている検査は、要するに、左側の個別の質問項目 9 の　というもので求められているものを出しているものですから、これになっているのですけれども、これをごらんになっていただければわかるとおり、ほとんど民間が参入している検査なのです。したがって、余り議論の対象としては、例はよくないのではないかと思うのですが、これ以外に制度的に開放されて

いるのだけれども、実際は参入が起こってないという検査では、特定設備検査というのがあるのです。この特定設備検査というのは求められてないのですけれども、ある種件数も別にそんなに大きくないというか、いわゆる一番プラントの中での厳しいところを、主要な設備みたいなのところに、かなり設計の段階から仕様を細かく決めたような技術基準ができておりまして、それは世界的には厚みみたいに標準になっているようなもの、似たようなことを定めているわけなのですが、それに合致しているかどうかということをチェックする検査があるのですけれども、これは参入が起こってないのですけれども、私もどうして参入が起こっているのかという、制度ではなくてリアリティーの問題は別の意味で興味があって、普段からそういう目では見てないものですから、今回ちょっと時間もないので、なかなか数はこなせないのですけれども、2、3、担当に言って実態を調べてもらって聞いたのですけれども、1つは参入が起こっている場合の採算なのですけれども、これはたまたま私が聞いた例なので、それは一般化はあえてしませんけれども、その例なんかで起こっているケースというのは、検査だけで食べているわけではないのです。実際はプラントのメーカーとか、実際にやっているプラントの運営管理を含めてやっているような主体の検査部門が外事を取り出すというか、ある種独立をすとか、あるいはそういうプラントをやっているところが、ノウハウがあるものですから、付随的に最後の検査もしてあげますよという、ある種実体的な世界では自然なプラスαのサービスとしてやっている。

ただ、当然検査としてやるわけですから、それは制度に合致しておかなければいけないし、顧客だから甘くしてもらってはまずいわけなので、業務的にはファイアウォールしてもらおうとか、要件を満たしてもらおうこともあるので、それは業務としてはそういうことになっているのですけれども、参入の動機とか、実態としてはそういうふうに相対的に見ているところがあるのかなという気が、ケースからいたしました。

それから言うと、特定設備検査は余り件数がないとか、世の中に新設プラントなんて最近ない時代なので、そういうようなものとか、非常に内容が高度なのです。相当その分野の専門家の数をそろえないといけなくなるので、その辺をずっと持っていて独立のエンティティーで、人件費も固定費も含めて賄えるかということ、なかなか現実には割が合わないというか、難しいということで、それはそういう意味では参入が起こらないから公的セクターが、公的と言っても半官ですけれども、そこを埋めているということなのかなというのが私の感触でございます。ただ、別にケースから見た1つの見え方です。

後半のところは、別にそういう意味で申し上げているのではなくて、検査そのものがもともとなくていいではないかということも含めて、そういうような観点からの議論は保安については違うのではないのでしょうかということを申し上げただけ

で、民間であるか、官であるかの能力について言えば、それは多分それだけの要件を満たしていることを当然条件にして入ってきてもらっているのです、それは違ってはいけないはずです。違わないはずです。ただ、それが全部カバーできるところまで入ってきてくれているかという、それは現に参入が起こってない部分もあるわけで、それはできる範囲について現に参入が起こってくるということだと思います。

別にそこを通すつもりはないです。基準になって合致性を見るだけですから。

○白石委員 さっきおっしゃいました、手数料が10円程度のものもあると。

○谷川保安課長 それは割戻せば、ですね。

○白石委員 今の御意見だと、プラントの运营管理などと一緒に、ある種パッケージでやっていくことによって、効率的に検査を進めることは可能だというふうに承ったのです。

○谷川保安課長 保安検査のですね。全然別ですから。

○白石委員 現在、完成検査とか、保安検査の件数の中で、民間が占める比率は非常にシェア低いですね。これはやはり都道府県とか高圧ガス保安協会の存在があるから、残りのシェアを拡大できないという実態があると思うのです。

民間にある種パッケージでやれるような方策とか、一定のロットを与えることによって、将来的にはこの都道府県ないし保安協会の役割というのは縮小できる可能性があると思うのですけれども、それについてはいかがですか。工夫の余地はないのか、あるのか。

○谷川保安課長 ちなみに、完成検査は県しかやってないです。ゼロですけれども。保安検査は、この数字で見て件数で言うと、指定検査機関とKHKが実績で言うと同じぐらいです。それに約二倍弱の件数を本来の県でやっていただいているということで、KHKより県の方が大きいのですけれどもね。

○白石委員 だから、ここの存在がなくなることによって、民間のロットが大きくなっていくわけですね。

○谷川保安課長 別にそれ自体はあれですけれども。

○安念専門委員 ですから、要するに、都道府県と保安協会がやめればいいのですよ。それだけの話です。だって、必ず検査を受けなければいけないわけでしょう。検査を受けなければいけないという需要はあるのですから、供給が出るに決まっているわけです。都道府県と保安協会というのは、税金を納めてないわけだから、それは民間が全くイコールフットィングで競争することはもともと不可能なわけですから、それはできませんよ。

それで、さっきおっしゃったけれども、そうすると検査する主体がいなくなると。そんなことはないのであって、それはコストに見合った、そうすると独占的なわけだから、参入しないはずがないわけです。

現在は、要するに参入できないように制度的になっているだけの話です。だから、要するにやめればいい、それだけの話です。

○谷川保安課長 参入が起こっているわけですから、制度的制約はないのです。

○安念専門委員 いや、非常に大きなものがあります。都道府県と保安協会は税金払ってないのに、イコールフットィングの競争になるわけじゃないじゃないですか。

○谷川保安課長 違います。こういう手数料を取るシステムで、あらゆる検査がそうですけれども、先生の方がお詳しいのではないかと思います。これはある種共通ルールがあったらと思いますけれども、それで都道府県がやる場合も、国がやる場合も、手数料で検査の手数料が決まっているわけです。これに見合う形で民間の機関も大体料金を設定しておられるわけです。したがって、参入が起こっているのですけれども。

○安念専門委員 だから、イコールフットィングでは全然ないでしょうと申し上げているのです。

○谷川保安課長 違います。違います。これが比較的高く設定されているので、参入が起こっている部分もあるわけです。あるいはユーザーにとってみると大体このぐらいで収まっているということですから、これがなくなってしまった場合に、こちらが上がってしまうこともあるわけです。

○安念専門委員 だから、何が悪いのですか。それが社会的コストなのですから、上がった方が社会的には望ましいのですよ。払った方が。

○福井専門委員 別に人為的に抑える必要はないですね。安全のコストなわけですからね。本来かかる社会的な必要コストを、全部言わば検査を必要とする人に、検査が必要なものである限りは負担していただくということで、別にいいのではないのですか。

○白石委員 これは、1件当たり、各検査に対して、さっき手数料は10円程度のものもあるというふうにおっしゃったのですが、検査に行く。

○谷川保安課長 1件当たりではなくて、1個当たり割戻せばということです。

○白石委員 失礼しました。これにかかるコストみたいなものは把握してらっしゃいませんか。例えば、都道府県がやる場合とか、高圧ガス保安協会がやる場合、どれぐらい水面化で人件費を含めてコストがかかっているのかという数字もあれば、是非資料としてお出しいただきたいと思います。

ございますか。

○谷川保安課長 直接はありませんけれども、例えば、KHKで言えば公開している財務諸表の中に、ある種これは改革努力の中でやっていることですけれども、株式会社で言うと事業部採算性に近い形での財務諸表の決算はしておりますので、そのベースで見るとこのぐらいと、それは基本的には同じ会計テクニクを使っているわけですが、それはお出しすることはできると思います。

県については、自治体の話なので、ちょっと出せと言って出るものでもないのではないかという気はいたします。

- 白石委員 でも、代表的なところで御努力をお願いできればと思います。
 - 谷川保安課長 県に協力を求めるという意味ですか。
 - 白石委員 はい。
 - 谷川保安課長 聞いてみたいと思います。
 - 白石委員 よろしく願いいたします。
 - 福井専門委員 この協会って公益法人でしたっけ、どういう性質の機関なのか。
 - 谷川保安課長 特別の法律に基づく民間法人です。
 - 福井専門委員 いわゆる指定法人ですか。特殊法人ですか。
 - 谷川保安課長 指定ではないですけども、昔は特殊法人です。
 - 白石委員 鈴木さんよろしいですか。
- それでは、お時間がまいりましたので、ありがとうございました。
- 谷川保安課長 どうもありがとうございました。

電気計器の検査・検定

- 白石委員 よろしいでしょうか。

それでは、「電気計器の検査・検定」に関しまして、こちらの投げかけさせていただいております質問について5分ないし10分程度で御説明をいただきまして、その後、質疑応答にさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

- 紀村電力市場整備課長 担当課長、電力市場整備課長の紀村でございます。今日は御説明の機会を与えていただきまして、どうもありがとうございます。できるだけ簡潔に御説明させていただきたいと思います。

本件につきまして、まず、ちょっと脱線するのですが、今お手元に資料をお配りしましたけれども、どうしても電気計器の話なものですから、もともとの電力の自由化がどういうふうに進んでいるのかという話が密接不可分に関連するところがあるものですから、その部分をまずお話しした上で、既に提出しております資料の特に後ろの部分で、日電検の制度改革あるいは民間の要望に応じて何をやってきたかというのもございますので、そちらを説明させていただいた上で本題の資料に入りたいと思っております。

まず「自由化範囲拡大のスケジュール」の表でございますが、この件についてなぜ御説明したいかといいますと、後ほど御説明しますけれども、一番のポイントは、検査の台数あるいは件数が、日電検でやっているものが毎年約800万あるいは900万、年によって変動があるのですが、相当多くの検査をやっているということがご

ざいまして、電気計量の話、それはいわゆる一般消費者の方も含めて非常に大きなインパクトがあるという話は当然のことでございますが、その辺のボリューム感覚の大体の感じも併せてつかんでいただこうというところがございます。

「自由化範囲拡大のスケジュール」のところを御覧になっていただきますと、もうおわかりになりますように、御高承のことながら、平成 12 年から徹底した電気事業制度改革を進めてきているという状況でございます。一番左側のコラムのところでございますけれども、平成 12 年 3 月、いわゆる特別高圧、大規模工場、それからデパート、オフィスビルのところについて自由化対象範囲としておりました。これは、契約口数で言いますと約一万口ということになります。

平成 16 年 4 月、それから平成 17 年 4 月、ここの部分をひっくるめて、私ども第 3 次電気事業制度改革と言っておりますけれども、自由化範囲を更に拡大するとともに、鈴木主査は特によく御承知のように、いわゆる送変電のための第三者機関、中立機関の設立とか、あるいは卸取引所の設立等々、実質的に電気事業制度の中身について抜本的に変えるというような対応を行っております。

平成 17 年 4 月、一番右側のコラムのところを見ていただければおわかりになりますとおり、自由化部門ということにつきましては、特別高圧以外に高圧の部分を開放しております。この結果、自由化対象といたしまして、大規模工場とかデパート、オフィスビルに加えて、中規模工場、スーパー、中小ビル、小規模工場といったものが対象になっております。契約口数で 75 万口ということになっております。

規制の部分として残っておりますのは、一番下にございますシャドーがかかっている部分でございます。低圧のところはコンビニあるいは一部の小規模工場、これが 640 万口。それから、家庭用が契約口数で 7,000 万口ということになっておりまして、ここも含めた全面自由化についても検討を行っていくということになっております。

平成 17 年 4 月断面で見ますと、今、申し上げたとおりでございますので、したがって自由化対象、それから規制対象を全部ひっくるめると、足し合わせて大体 7,800 万弱口ぐらいがある。

それぞれについて、当然のことながら、最低 1 つはメーターが付いているということでございますので、大体規模的にはそんなものでございます。

実際、電力会社サイドの統計を見てみましても、平成 16 年度の統計で見ますと、世の中にあるこういった電気事業者が関与しているようなメーターは 7,840 万個程度あるということでございます。

このうち、感覚を大体つかんでいただくために申し上げますと、特に家庭用の部分を中心に、いわゆる網がかかっている部分については、いわゆるメーターの中でも機械式と言っております。皆さん御高承のとおり、円盤が回っている例の機械

式のメーターということでございます。

他方、高圧以上の部分につきましては、電子式と呼んでおりますけれども、コンピューター制御等で円盤が回っていなくても計れるというメーターになっておりまして、同じメーターでも中身が大分変わってきているという実情がございます。

この機械式のメーターにつきましても、電子式のメーターにつきましても、検査・検定をやることになっておりますけれども、有効期間は10年間で、全体のイメージで申し上げますと、機械式のメーターにつきましては大体電気事業者、電力会社の想定としてもおおむね30年間ぐらいは耐え得るようなもので、とにかくコストを下げていこうというコンセプトの下につくられたものということになっておりまして、検査・検定は10年経ったらしっかりチェックしていくということになっておりますので、機械式メーターについては、若干の差があるとは言え、ちゃんと順調に動いている限りにおいては、いわゆる10年経ったらもう一回見直します。また10年経ったらやるということで、大体3サイクルぐらいを想定しているということでございます。

それでは、毎年メーターがどのくらい製造されるのかということで見ますと、年によって振れるわけですが、大体200万から300万個ぐらいのメーターがつくられ、あと修理については700万から800万程度が修理されるということでございます。

日電検、これは検査・検定を行っているわけですが、ラフに申し上げますと、これも各年度によって振れますけれども、大体800万から900万個ぐらいを検査するということになっておりますけれども、後で御説明申し上げますけれども、実は制度的に指定製造事業とか指定検定制度等々を盛り込んできておりまして、新たにつくられるメーター、これは足元でいくと大体230万個程度なわけですが、そのうち90万個程度が日電検において検査されています。残りについては、製造事業者が検査しているということですので、新しくつくるメーターのうち、大体6割はつくったメーカーが自主検定をするという制度になっているという状況でございます。

提出させていただいたペーパーの後ろのところに、「日本電気計器検定所の民間法人化の経緯と見直しの状況について」というところがございます。簡単に御説明させていただきます。

「1 経緯」につきましては、1ページ目にございまして、昭和39年、もともと国、東京都、日本電気協会が行っていた検定業務を一元化して、日本電気計器検定所法によって独立採算の原則によって運営を行う特殊法人として設立しております。

その後、第二次臨調最終答申において、自立化の原則に従い民営法人化するというので、いわゆる住田法人になっておりまして、昭和61年10月から住田法人と

して日電検が発足しているということでございます。

組織体はということなのですが、それでは民間法人化した以降、事務・事業で何をやっているかということについて書いたものがそれ以降でございます。

制度的に非常に大きなものは、まず（１）に書いてございます「指定製造事業者制度の導入」ということで、平成５年、計量法全体の枠内でつくったわけでございますけれども、優れた品質管理能力を有する製造事業者について、これは自主検査というスキームを取っているということでございます。

当然のことながら、日電検自体については民営法人化されたときの流れとしても徹底した組織、人事体系について見直しを行うということになっているものでございますので、真ん中あたりにございますが、人員規模につきましては昭和５０年代後半におきましては１,０００人を優に超えていたのですが、ここに書いてございますデータによりますと、昭和６１年４月現在９８８名だったものを、平成１７年４月６０２人ということで約四割減ということで、徹底したスリム化を行っているとともに、賃金体系等々についても能力制度の導入等々を行っておりますし、それから事業所の類についても統廃合、業務の集約といったものを徹底して行っているということでございます。

それから、全体の流れの中で非常に大きなところは、言うまでもなく検定手数料がどうなっているのか、高いのかどうなのかというところだと思うのですが、これにつきましては平成７年以降、徹底した見直しを行っておりますし、５回にわたって検定手数料を引き下げておりまして、類型でいきますと約４割下がっているという状況でございます。

次のページでございます。

この電気計器の話につきましては、まさにこの会議のほかのセクションで御担当いただいているように、従来の流れから行きまして、民間の方から規制緩和要望ということで、具体的な要望の中身がたくさん出てきております。

その中の一つとしては、当然のことながら、検定料金を下げるべき、手数料を下げるべきという話があるわけですが、加えて、例えば検定の有効期間をもうちょっと長期化できないか等々の類似の要求が今までずっとあったわけでございますが、それらにつきましてもできるものからできる限り迅速に行っているという対応を行ってきているところでございます。

昨年度末の３か年計画におきましては、（４）に書いてございます４点、有効検定期間の設定の話等々、検定の見直しの話、こういうことが盛り込まれておりますので、これにつきましては平成１７年度中に早急に検討してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

前置きが長くなって恐縮なんですけど、本体のペーパーの初めのページに戻っていただいて、「１．根拠法令」。これは計量法、それから日電検法に基づく団体でこ

ざいます。

従業員数は、平成 17 年 4 月現在で 602 人。

予算規模の部分につきましては、検査・検定の部分で約 77 億円ということになっております。

この日電検自体につきましては、昨年度のこの会議の場においても記憶しているところでは、基準器の話をどうするのか、あるいは資格制度をどうするのか等々で、計量法一般の御議論というものを確かしていただいたというふうに認識しておりますけれども、この日電検につきましては、計量法に基づく計量制度のうち、本日は余り御説明しませんけれども、計量標準等の供給、型式承認、それから縷々御説明申し上げました検定等に関する事務手続を一体的に行っているわけでございます。

電気計器の検定、それから変成器付きの電気の計器の検査というものを行っております。後者の変成器付きについて、簡単に申し上げますと、一般の家庭用の部分につきましてはそのまま使われるわけでございますけれども、高圧以上の部分について非常に電圧が高いものということでございますので、変成器と組み合わせて計量するというところでございます。

○白石委員 済みません、もうちょっとスピードアップをお願いいたします。あと 1 分程度で。

○紀村電力市場整備課長 はい。

それで、「6．民間開放の状況」でございますけれども、ポイントの一つでございますが、1 つは全体の制度との関係でもございますけれども、指定検定制度というものを既に入れております。それが第 1 でございます。

2 点目が、指定製造事業制度。これは平成 10 年度から既に導入していて、先ほど申し上げましたとおり、61% が自己確認の世界になっているということでございます。

「7．当該事務事業を廃止した場合の影響」ということで考えますと、これは言うまでもなく、プレーヤーとしては電力会社、それから実際にメーターをつくっている人、修理をしている人、それから需要家、消費者を含むということになるわけでございます。

電気料金の場合には、例えば誤差が 1 % あるということになりますと、一般家庭で月当たり大体 6,500 円から 7,000 円ということでございますので、非常に影響度が大きいということもございますので、トータルで見たときに、ここに書いてあるように、電気計器に対する不安が生じ、電力取引や料金精算に関する業務の円滑さを欠くことにより、電気事業全体に多大なる影響を及ぼすのではないかというふうに考えている次第でございます。「8．更なる民間開放についての見解」については、先ほど申し上げたような現状であるということでございます。

次のページにつきましては、大体御説明申し上げたとおりでございますけれども、真ん中のマル2のところだけ申し上げますと、型式承認の話につきましては、これは電気検査のだけの話ではございませんで、言ってみればこの部分あるいは標準供給の話については、計量法全体の話にもなるというふうに認識しております。

この部分につきましては、真ん中に書いてございますけれども、国際的に見て、国または国に準ずる機関が実施するのが世界的なルールというふうに認識しているところであります。

最後のマル3の研究開発のところにつきましては、これは先ほど申し上げました検査・検定業務とか、あるいは標準の業務をできるだけ効率的にやるための研究開発を行っているものでございまして、年度ベースの予算規模で見ると、大体1億円程度をかけていろんなことを開発してきている。その成果について、必要に応じて民間に対しても開放してきているという状況でございます。

雑駁になって恐縮ですが、以上です。

○白石委員　ありがとうございます。非常に情報量が膨大でございましたので、咀嚼できていない点もあるかと思いますが、いかがでございますか。

大橋さん、どうぞ。

○大橋専門委員　2点ほどお聞かせいただきたいのです。

この電気計器の検定というものは、何のためにやっているのかということです。つまり、その目的は何なのか。

考えによっては、電気メーターですから、電気を使用する一般消費者の方と言うのですけれども、通常こういう検査・検定というものは安全確保というのが多いのですが、電気メーターの検査・検定においては安全性の確保というものは考えられない。そうすると、何のためにやっているのか。

あるいは経済産業省がやっているのので、産業政策の一環として電気メーターを製造する企業の技術力の向上のためにやっているのかというようなことも考えつくのですけれども、何のためにやっているのかということ。

それとも関連して、今、本当に電気計器の検査、つまりある意味ではインチキなメーターを市場に出さないようにしようというのがねらいだとすれば、今更、本当にインチキなメーターをつかって市場に出すという人がいるのかどうか。

そういう意味では、もはや電気計器の検査・検定というのは本当に必要なのかどうか。逆に言えば、これは電気計器をつくる人自体がその責任によって正確性を確保することで十分足りるのではないか。

この2点についてお聞かせいただきたいと思います。

○紀村電力市場整備課長　お答え申し上げます。

まず1点目の話については、最大の眼目はやはり消費者あるいは需要家の保護という部分であるというふうに認識しております。

勿論、電気の場合については、よほどメーターの部分がおかしくならない限りにおいてはガスと同じように、例えば何か漏出して事故が起こるというようなことはございませんので、安全性の観点からの保護というのはないというふうには思います。

2点目の話、産業政策上どうかという話につきまして、あるいはもう実際に狂うことはないのではないか、今や必要ないのではないか。この点については、先ほども御説明申し上げましたとおり、例えば機械式のメーターで考えてみますと、10年ごとにしっかり検定をやっていくということになるわけですが、これは世の中、先ほど御説明したもののすごい膨大な個数が全体として出回っているわけですが、その10年のうちにどういう状況になるのかということを考えると、日本の場合には欧米と違って、室内に個々のメーターがあってがっちりガードされているというのではなくて、一般家庭のパターンなどを見ればわかるとおり、状況によって雨とか風なんか吹き込んでくるようなところにあたり、あるいは塩害対応ということで潮が相当飛んでくるようなところにあるという中にあって、しっかりメーターとして誤差なく動いているということについては確認する必要があるというふうに思っております。

全体の影響度から行きますと、例えば一般家庭、月当たり6,500円とか7,000円ぐらいということを考えますと、これは1%狂うとやはり非常に大きな影響度ということになるわけでございます。

先ほども御説明申し上げたとおり、製造の部分についても指定製造業者がしっかりつくったものについては自己でできるという形になっておりまして、それは制度としてはしっかり機能しているものというふうに思っておりますけれども、全体、いろんな関係者との間で状況を把握してみても、取り分け、やはり電気料金全体については一般の需要家、消費者も含めて考えてみますと、いろんなクレームの類とか問い合わせの類とかが多々あるわけでございます。

○福井専門委員 もういいです。それよりポイントだけ教えてほしいのですが、計器はだれがメーターを持っているわけですか。

○紀村電力市場整備課長 電力会社です。

○福井専門委員 電力会社の持ち物ですね。それで、例えば一般家庭のメーターとかも電力会社が持っていて、電力会社の責任で検査するわけですか。

○紀村電力市場整備課長 そうです。

○福井専門委員 だれに検査義務があるかというと、電力会社なわけですか。

○紀村電力市場整備課長 使用者ですから、電力会社です。

○北原電気計器係長 規定上は、検定を行って、検定証印が付された有効期限内のメーターを使うことになっていきますので、有効期限の切れたメーターは電力会社が責任を持って取り外して、適正なメーターに取り替える必要があります。

- 福井専門委員 その検査をして、修正したら使えるようになるということですか。
- 北原電気計器係長 そうです。取り外して修理を行って、また検定を受けて、有効期限内のメーターであればまた設置して使うことになります。
- 福井専門委員 その電力会社が検査義務を果たすために、この何とか検定所に頼まないといけないという構図ですか。
- 北原電気計器係長 修理事業者が修理したものを、修理事業者の判断で検定所に申し込んで検定の検査を行っているということですか。
- 福井専門委員 修理事業者というのはだれですか。
- 北原電気計器係長 届出を行った修理事業者あるいは製造事業者が。
- 福井専門委員 流れを知りたいのですが、まず東京電力なら東京電力が10年経ちました、検査をしますとユーザーに言うわけですね。その後どうなるのですか。
- 北原電気計器係長 電力会社が取り外しまして。
- 福井専門委員 持って帰るのですか。
- 北原電気計器係長 取り外しの工事を行いますので、取り外しまして、それを。
- 福井専門委員 その間はどうなるのですか。
- 北原電気計器係長 その間は、電力会社がストックしているメーターを。
- 福井専門委員 代用品を付けて、後でまた付け替えるわけですか。
- 北原電気計器係長 そうです。代用品といいますか、ストックにして回す仕組みです。
- 福井専門委員 それで外したら、どうなるのですか。
- 北原電気計器係長 外したものを修理事業者に持ち込みまして、修理を行い、その後。
- 福井専門委員 またストックに入れるということですか。
- 北原電気計器係長 はい。検定所で検定した後、ストックに入れるという感じです。
- 福井専門委員 ということは、要するに料金は電力会社が修理業者さんに払うということですね。検査業者さんですか。検査兼修理業者ですね。違いますか。
- 北原電気計器係長 これは電力会社によっても異なるのですが、検査を持ち込んだ方が検定所に料金を支払うということになります。
- 福井専門委員 検査はだれがやるのですか。
- 北原電気計器係長 検査は日電検が行います。
- 福井専門委員 日電検に検査してもらって、検査が不合格であるとなっていて、また別の修理業者に行くのですか。
- 北原電気計器係長 不合格の場合は、修理を行った者がまた直して検定所へ持ち込んで、合格したら電力会社のストックになっていくという感じです。
- 福井専門委員 検定所は修理はやらないのですか。要するに、検査に適合するか

どうかだけやって、合格しなかった場合にはどこかの修理業者が修理をして、もう一回それを検査してもらって、合格したら出荷できるという意味ですか。そうすると、さっきの使い回しのストックに回るわけですね。

○北原電気計器係長　そうです。

○福井専門委員　ということは、要するに電力会社の義務としてこれが存在していて、電力会社が負担している。言い換えれば、エンドユーザーたる電力消費者がこの検査費を負担しているという構図なわけですね。

○北原電気計器係長　そういうことになります。

○福井専門委員　わかりました。

○白石委員　確認ですけれども、昭和 61 年以降、指定検定機関制度を導入していらっしゃるということですね。しかし、民間参入が現時点ではないということは事実ですね。これは、なぜないというふうにお考えですか。

○紀村電力市場整備課長　もともと要件については、端的に言うと性格的に 1 点だけあって、要するに利害関係者でないとそれは排除すると書いてあるだけなのです。要するに、第三者でないといけないからなのです。

○福井専門委員　でも、製造のときに、この指定製造業者というのは言わば製造した利害関係者だけれども、構わないということになっているのではないですか。

○紀村電力市場整備課長　製造を行った時点ではそうです。

○福井専門委員　後々の利害関係者だけ排除するというのは、つじつまが合いますか。

○紀村電力市場整備課長　ただ、この指定検査制度自体については、いわゆる国家標準の供給の話とか、型式承認、全部を通じたものにはなっております。

○福井専門委員　ですけれども、利害関係というロジックを持ち出すのは、要するにつくっている業者というのはある意味では自分のつくったものについて甘い検査を期待する利害を当然持っているわけですから、一定の要件の下につくった業者自身による検査でもいいとやっているわけでしょう。それなら、その一定の要件が満たされていれば、ほかの場合だってロジカルに言えば応用できるということになるはずです。

○白石委員　片や、現在 6 割が自己確認をしていらっしゃるわけですね。どうして検査の方は利害関係者であってはいけないのですか。

○鈴木主査　それより、利害関係というのはどういう関係ですか。例えば、東京電力の利害関係者というのはどういう人を想定しているのですか。

○福井専門委員　要するに、主に東電の利害関係者がいけないという意味ですか。

○白石委員　ということは、東電の株を持っている方はだめなわけですか。東電の持ち株ということではだめなのですか。

○福井専門委員　要するに、それは東電の利害関係者だったら、高い料金が出るよ

うに検査を通すかもしれないという意味ですか。

○安念専門委員 機器のメーカーの利害関係者という意味ではないのですか。つまり、日電でつくったものは日電本体や日電の関係会社、子会社等がやってはいかぬという意味かと思ったのですが。

○北原電気計器係長 規定を説明いたしますと、先ほど申し上げましたように、検定は日本電気計器検定所か指定検定機関が行うというふうになっておりまして、その指定検定機関を指定する基準としまして、検定を受けるものとの取引関係あるいは利害関係がないこととか、特定の者に不当に差別に取り扱うことがないこととか、あるいはそういう公正な実施に支障を来さないことということが規定されておりまして、そういう方は指定検定機関としてはふさわしくないということとしております。

○安念専門委員 そうすると、ほとんどといたしますか、全部のメーカーが東京圏内にあればみんな東電の顧客ですから、そうするとみんな利害関係があつてだめだということになりますか。

○北原電気計器係長 そのようにして、経営的に影響があれば好ましくない状況になると思います。

○安念専門委員 その要件はともかくとして、この日電検というところはこういう民間の法人だとおっしゃるけれども、特殊法人に似ていますね。それで、公共法人として恐らく法人税に関して免税の特典があるのでしょうか。

○北原電気計器係長 具体的に詳細には把握していません。

○安念専門委員 それで、なぜ公でなければいけないのか。完全に民営化してしまう。つまり、すぐに新しい業者が参入できないのであれば、これをどこかの民間企業に買ってもらえればいいわけです。

国と全く何の関係もない、別に法律の根拠も何もない、とにかく純粹の全くピュアな株式会社にすることがなぜできませんか。私は何の支障もないと思います。

○北原電気計器係長 まず、指定製造事業者に関しましても、指定する要件として指定のときには品質管理の方法とか出荷体制とかをしっかりと見るという状況で、自らがつくったものを自らの責任で、まずゼロからつくって出荷するまでのところをしっかりと指定のときに検査をしまして、それを出荷することは指定製造事業者制度として認めて許しています。原則としましては、やはり検定制度の考え方としましては第三者が行って出荷することを、先ほど申し上げましたように、計量をする方が自ら計量器の調整を行うことというのは消費者から見ましても非常に不透明で。

○安念専門委員 それを聞いているのではなくて、私はこれを完全に民営化することに何の支障もないでしょうということを申し上げているのです。単純な株式会社にして、ガバナンスを変更するのが面倒であれば、これの営業の全部をどこかの株式会社に買ってもらえればいいのです。そうすることの方がはるかに論理的だと思

います。

○北原電気計器係長 民間、指定検定機関もそうなのですが、仮に民間会社だとして、その社しか存在しない状態になった場合に、現在、日電検が電気計器を行っておりますけれども、これは逆に言えば勝手に電気計器の検定をやめることはできませんので、ある意味、日本全体でサービスを行っておりますけれども、株式会社に行わせまして、その社しか存在しない状態にしましたら、とにかく、今、全国やっておりますけれども。

○福井専門委員 それは全然違います。株式会社にするとということは、要するに参与をやめるということですから、これがたまたま株式会社で第1号になるかもしれないけれども、ほかの株式会社や個人のだれがやっても基準を満たす限り構わないようにするというだけのことです。何も業務独占させる必要は全くありません。

○白石委員 さっき、組織を効率化したとか手数料を下げたという2点をおっしゃったのですが、今のお話、この日電検を民営化して完全に規制をなくすと効率化の観点から支障があるというふうにおっしゃったのですが、具体的にどういうふうな問題点があるというふうにお考えですか。

○鈴木主査 それに関連して、製造メーカーの6割が自主検査でやっているというのは、自主検査をするメリットがあるわけです。そうしたら、それを受けているのは天下の東電だとかという大会社です。しかも非常にたくさんのものを持っている。その人たちに検査手数料を払うのは多分いやだと思います。

だから、当然その人たちも自主検査をやらせてくれという要望はあってしかるべきだと思うのですが、それは利害関係というものの、利害関係どこか当事者だからいけない。この理論で妨げてしまうわけですか。そこのところの仕組みがよくわかりません。

なぜ、製造に対しては6割も自分の検査でOKなのに、その後のメンテはそちらに来るように仕向けておられるのか。それは何故でしょうか。

○紀村電力市場整備課長 まず、ベースの話からすると、冒頭かなり冗長に説明しましたけれども、基本的に1つのポイントは、当然のことながら、この日電検の話についても、これは日電検法だけの話あるいは業務だけの話ではなくて、ほかの計量制度全体とのバランスの話もあると思いますので、計量法全体との関係の中での位置付けの話をどうするかという話がまず出てくるということを御認識いただければと思っております。

○福井専門委員 その計量法との関係で整理が要するというのは、この資料の中のものに書いてありますか。

○紀村電力市場整備課長 それは頭にあります。この事業自体が計量法に基づく計量制度のうち、こういうことを行っていると。

○福井専門委員 だから、計量法に基づいているからどの点で、例えば民営化がだ

めなのだとか、計量法の何がネックになって、具体的にこの事務について使用者責任でやることに支障がある、などという具体的なことを教えていただけませんか。

○紀村電力市場整備課長 その前に、鈴木主査の御質問にお答えさせていただきますと。

○福井専門委員 それは後で必ずお答えください。この場限りで言うていただくのは困ります。

○鈴木主査 どうして東電が自主検査をさせてくれと言ってくるべきだと思いますか。膨大な金を払っていると思います。

なぜ東電は信用できないのか。61%までしているメーカーはなぜ信用できるのか。私には、そこがどうしても腑に落ちません。

○紀村電力市場整備課長 電力会社がなぜそう言うてこないのか。現状においては言うてきていません。

推測の部分を含めて言いますと、先ほど申し上げましたとおり、この計量の部分で一番フロンタラインでもめる話というのは、特に一般の需要家との関係で、本当に正しく計量されているのか、おかしいのではないかなというようなトラブルが多いわけでございます。そうしたときに、まさに第三者の機関があつて、こういったことでお墨付きを与えているのだということをてこにしながら、だからこれは正しいのだからという営業をフロントでやっているという状況になっておりまして、多分全体のシステムとして考えたときに、今のシステムでも、先ほどから御説明しているとおり、中でのコスト低減も徹底してやっているという形になりますので、おっしゃられたような体系にするときにどういったクレームが出てくるのか、どういう対応が必要なのか等々を全部込みで、どちらの方が比較考量としていいのかというようなバランス論もあるかというふうには思います。

○福井専門委員 そうすると、製造者の6割については、出ている出ていないというのもあると思うのですけれども、何でクレームが出てこれ押し切っているわけですか。

○紀村電力市場整備課長 そこは、機械式の精度を考えたときに、初めの10年間、風雪に耐えて設置されていて、その間に狂う確率と、それから以降、実際に修理に入ってから以降の確率というものが違いますから。

○福井専門委員 精度の問題ではなくて第三者性だとおっしゃるわけでしょう。だったら、何で初回に限って第三者性がなくてもよくて、それ以降については第三者性がなくてはいけないのですか。

○紀村電力市場整備課長 ですから、そこは信頼度との関係だと思います。

○福井専門委員 信頼度と中立性、第三者性は関係ないではないですか。

○北原電気計器係長 第三者という意味では、取引の関係が電力会社と消費者ということであれば、メーカーは消費者から見れば電力会社ではなく第三者に当たりま

す。

○福井専門委員 要するに、メーターをちょろまかす動機があるのは電力会社であって、製造業者ではないという意味ですか。

○北原電気計器係長 そうということです。

○福井専門委員 ということは、例えばこういうのはいいわけですか。2回目以降もつくったメーカーに検査をさせることにする。一番機器のことをよくわかっているメーカーに初回同様もう一回検査をしてもらうということなら、何の問題もありませんね。

○北原電気計器係長 1回つくったものをメーカー各社の手が離れてしまいまして、それを電力会社あるいは使用者がどのように使うかというのはわかりませんし。

○福井専門委員 だから、それはそうしてもいいのですねということです。そうせねばならないということではなくて、要するに中立性なり第三者性をいろいろ気にされておられるから、その観点から言えば事実行為として、もともとの製造業者が2回目以降をやるのだったら中立性の問題は回避されますねという確認です。

○北原電気計器係長 実態として、使用者が修理の段階に製造者に持ち込めばということもあり得ますので、それは先ほど私の説明したとおり、電力会社からする第三者であるという意味では中立だとは思いますが。

○福井専門委員 それは、今はなぜできないのですか。やろうと思ってもできないわけでしょう。

別に、全部そうするという意味ではありませんけれども、要するに電力会社がまとめて持っているわけです。しかも10年点検ごとに、同じメーカーの同じような型式がいっぱい集まるわけでしょう。それをまとめてメーカーのサービス部門に送って点検してくださいということだと、一番規模の利益があるし、もともとつくった連中ですから技術的にもよくわかっていますし、一番安上がりなような気がするのですが、それではそうしたらいいのではないですかという提案です。

○白石委員 そもそも、10年というのはこれだけ技術開発が進んでいて、10年の合理性というものはどこにあるのですか。なぜ10年なのですか。

○北原電気計器係長 有効期限に関しましては、国際的にも有効期限の整合性もあると思いますが、そもそも有効期限は計量法の「計量行政審議会」で有効期限を、関係者で集まりまして議論をして設定しておりますので、最近ですと、平成13年に変成器と一緒に使うものであって、電子式のものは5年から7年に延伸しているということですので、その審議の場で妥当性というものを皆さんに資料で検証していただき行っています。

○福井専門委員 それは個別企業ごとに違うのですか。例えば、電気計器については何年とかというのはここで審議するのですか。

○北原電気計器係長 はい。特定計量器ごとに有効期限とかは異なっております。

○福井専門委員 この電気計器について何年が妥当かというのは、基礎情報は御省が出されるのではないのですか。計量法というのは根拠法かもしれませんが、所管省は御省なのですから、それについての情報は当然、10年では短過ぎる長過ぎる、その事実はこれだ、などと説明するのは御省の責任でしょう。人ごとみたいに言わないでいただきたいのです。

○北原電気計器係長 勿論、所管しておりますのは弊省でございます。

○福井専門委員 とすれば、10年には実質的根拠があるはずでしょう、持っておられるでしょうということです。それは後ほど結構ですから、お出しただけませんか。

○白石委員 どうぞ。

○大橋専門委員 先ほどの話で、なぜ民営化できないのかということで、私も全く民営化できない理由はないと思っているのですが、強いて民営化できない理由を課長の説明から推測すると、電気計器の検定・検査というものは国際的には国または国に準ずる機関が行うというふうに決まっていると先ほどおっしゃられましたけれども、それはどういう場で決まっているのか。そして、それをそういう場で決められたものというのは拘束力があるのかどうか。

もし、そういう取り決めがなければ、もともと民営化ということも十分でき得ると思っているのですけれども、いかがでございましょうか。

○福井専門委員 要するに、条約とか何かそういうものがあるのでしょうかということです。

○紀村電力市場整備課長 国際標準の話とか、型式承認の話等については、O I M L、国際法定計量機関という機関がございます。

○大橋専門委員 それは、国連の機関ですか。

○紀村電力市場整備課長 国際法定計量機関を設立する条約により設立された機関で、これは国連の機関とは別です。

○福井専門委員 その機関の定めを日本国内で適用しないといけないという法的根拠は何ですか。

○鈴木電力市場整備課長補佐 一応、その条約の8条の中に、加盟国はその決定を実施する道義的責任を負うということが書いてありますので、今、加盟国全体で60か国ぐらいありますけれども、日本も加盟していますので、その決定を実施する道義的責任を負うということです。

○福井専門委員 それは実質的な内容基準が決まっているわけでしょう。要するに、国がやらなければいかぬということを尊重するというふうに条文上読めますか。

この資料によれば、国ないし国に準ずる機関がやらなければいかぬとおっしゃりたいわけでしょう。その具体的な条文上の根拠を教えてもらえますか。

○鈴木電力市場整備課長補佐 その条約の中で、検定というところがあるんです

けれども、国内の法定計量機関が行う一連の作業で、その目的は、計量器が検定に関する規則で要求されている規定を完全に満たしていることを立証確認することであるというふうに、その条約の条文に書いてありますので、検定というものは国内の法定計量機関が行うそういう一連の作業で立証確認をすることであるというのが条約に書いてあります。

○福井専門委員 法律で定められた計量機関ということですね。けれども、それは国または国に準ずる機関とは全然法的に意味が違います。法定というのは、要するに法令上の基準に適合することを定めるように示された機関ということでしょうから、それは飛躍です。

○鈴木電力市場整備課課長補佐 英語では、リーガリー・オーソライズド・オーガニゼーションと書いてあります。

○福井専門委員 とすれば、それはまさに民間だろうが何だろうがちゃんと公正・客観的にやる機関ならどこだっていいわけです。だから、この記述はかなり飛躍といいいますか、すり替えがあるような気がしますので、修正いただきたいと思います。

もう一回議論を整理しますと、1つは、この機関ではなくて、別に民間機関が対等の立場でイコールフットィングでやっても構いませんし、それ以外の言わば民間機関が入ってきても、別に中身が担保されていればいいのではないのでしょうかという論点が1つです。 もう一つは、利害関係者のことを非常にお気にされるのですが、それは初回はやっているという点からみて、それでうまくいっていないという証拠が挙がっていない以上、何の問題もないわけで、メーカーは一種の規模の利益を持っているわけですから、メーカーに2回目以降も東電さんなりがまとめて持って行ってやってもらうという仕組みは、むしろそういうこともまったくOKですとすれば、もっともっとある意味では安いコストで競争的な環境で適正業務が執行されるという気がするんです。せめてそういうことぐらいは考えられないのですか。

○鈴木主査 ファクトの問題で、繰り返して恐縮ですが、2回目以降というものに対しては第三者であればそれは認めるというシステムになっているのですか。それとも、そもそも2回目以降については第三者機関というのは考えていないのですか。その仕組みはどうなっているのですか。

○紀村電力市場整備課長 一応、修理品の部分については、今の日電検もしくは指定検査機関であれば。

○鈴木主査 もしくは指定検査機関と書いてあって、そのもしくは以下の指定検査機関は現在。

○紀村電力市場整備課長 今、この分野に関しては実態上ないということでございます。

○鈴木主査 ゼロだと。その理由は、第三者性がないというのが本当の部分。

○紀村電力市場整備課長　なのか、あるいは実際に。
○鈴木電力市場整備課課長補佐　メリットがなくて出していないのか。
○鈴木主査　そうでもないでしょう。シャットアウトしておられるのと違うのですか。

○紀村電力市場整備課長　シャットアウトなどはしておりません。
○原主査　１つだけ、皆さん全部言われたとおりだと思っておりますが、ちょっと私が気になる回答ぶりのところだけ補足的に、「７．当該事務事業を廃止した場合の影響」と書かれていまして、後段のところ、マル１で「公的な制度の下」ということで「消費者等の安心を確保」という部分と、マル３で「代わりうる事務・事業の実施機関が現状で見当たらない」ということの書きぶりなのです。

両方とも異論というのでしょうか、違和感を感じておりまして、消費者側は計器が正確であるということは勿論望んでおりますけれども、それが公の機関とかが関わることで確保されることが別に安心の確保というふうには考えていないので、あれでは飛躍をし過ぎていると思いますし、マル３も、今ないから私どもはやめられないというのも、これは少し書きぶりとしては違うように思いますので、追加的に意見を述べておきます。

○鈴木主査　ついでに言うと、そここのところも、法に書いてあるもしくは指定機関というのを積極的に伸ばしていこうという考えはあるのですか、ないのですか。もし手を挙げてきたら考えましようなのか。積極的に伸ばしていこうという考えはありなのですか。

○紀村電力市場整備課長　少なくとも、今までのところ、別にシャットアウトしてきたわけではございませんので、そこについても引き続き同じポジションで、要するにニュートラルに、制度としてはでき上がっているわけでございますので。

○大橋専門委員　指定の要件として、例えば東京電力が出資した一種の子会社といえますか、そういうところが指定機関になり得るのかどうか。

○安念専門委員　それは第三者性がないからだめなのでしょう。

○大橋専門委員　だめなのでしょうね。

○鈴木主査　だから、基準を見せてください。

○福井専門委員　後ほどでいいのですけれども、利害関係の範囲をもうちょっと具体的に知りたいのです。

東電さんの利害関係を気にされるのはわからないでもないのですけれども、それは要するに、東電は高く出るようなメーターにする動機があるからということでしょうけれども、逆に言えば、そうでなければだれでもいいのではないのですかというのが率直な感想です。

○白石委員　利害関係者の定義と、先ほど指定製造事業者制度、10社おありになると。この指定製造事業者になるためのガイドラインみたいなものもありましたら、

御一緒にお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

- 大橋専門委員 後ほど、条約もお願いします。
- 白石委員 それでは、3点セットでお願いいたします。
- 紀村電力市場整備課長 それから、今、どこがそういう機関になっているかも含めて御提出いたします。
- 白石委員 東芝とかでしょう。ありがとうございます。
- 鈴木主査 それから、計量法といいますか、全体のシステムということと言われたが、ここのところをもう少し詳しく説明してください。ここだけをやると何に影響するのかという問題です。

そこのところの、ここもこういじってもらわないとここだけでは困りますというのがありましたら、そうでないと、この計量とか検査・検定というものの全体のシステムがおかしくなりますという主張があるならば、例えばここのところを完全に民営化してしまいなさいという意見がさっきから出ましたけれども、そこのところを具体的にどこということをお教えください。

- 紀村電力市場整備課長 わかりました。具体的に整理してまいります。
- 白石委員 済みません、時間をオーバーしましたが、ありがとうございました。

ベンチャーキャピタル業務

○白石委員 それでは、大変お待たせいたしました。中小企業投資育成株式会社の官業民営化について、5分ないし10分程度で御説明いただきまして、後ほど意見交換させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○平井財務課長 では、ヒアリングの調査票の紙に沿って、簡単に5分ぐらいでということ御説明させていただきます。

中小企業投資育成株式会社法の「5. 事務・事業の内容」というところでございますけれども、中小企業投資育成株式会社、今は東京、名古屋、大阪の3社がございいますが、こちらのやっている内容といたしましては、資本金額が3億円以下の株式会社の設立または追加の投資に対しての出資及び出資先に対するコンサルテーションというのが事業の内容でございます。

「6. 民間開放の状況」というところでございますが、もうこれは各委員御存じのとおり、別にベンチャーキャピタルに対して、この法律は何ら規制を講じているものではございません。したがって、民間ベンチャーキャピタルができないといったようなことは、この法律の中では書いておりません。

逆にこの法律の中では、3社に対して規制がかけられているといったような状況でございます。民間企業、民間の一般ベンチャーキャピタルとは、完全なイーブ

ンな形で競争を行っている状況でございます。

6 .の最後の方の3行ぐらいに何を規制しているのかというところを書いてございますが、代表取締役等の選任等の認可、事業規則及び定款の認可、事業計画等及び貸借対照表等の届出をしているといったところでございます。

「7 .当該事務事業を廃止した場合の影響」というところで書いておりますのは、この質問のところについて、ちょっと具体的なイメージができなかったのですが、そもそも中小企業投資育成株式会社法は、ベンチャーキャピタルとしての投資育成株式会社を何とか業務させようというよりも、もともとこの法律の趣旨・目的として書いてありますところは、中小企業の自己資本の充実の促進というところでございます。それを通じた上での中小企業の健全な発展・育成ということでございまして、後で若干補足させていただきますけれども、中小企業の自己資本はまだまだ弱い状況でございまして、これを今の段階でやめるというのは、現在進めております我が国としての中小企業の健全な育成の発展のための自己資本の充実といったところからは反対の方向に向かってしまうのではないかとということでございます。

それから、8 .は飛ばさせていただきます、次の「9 .個別の質問項目」というところにまいります。

先ほど申し上げましたが、こちらの紙に書いていませんけれども、そもそも現在の中小企業、我が国の中小企業の自己資本比率ということをあえて数で申し上げますと、直近のデータでいけば、中小企業の自己資本比率は約二〇%程度でございます。

それに対して、我が国の大企業の自己資本比率、法人企業統計で見ますと、33%であります。約一・五倍でございます。

これを他国に目を転じて見ますと、例えば米国辺りの中小企業の自己資本比率になりますと、50%程度といったようなことでございまして、そもそも中小企業の自己資本比率が相当低いというのは、我が国の中小企業の弱みであるわけです。ここら辺が、もう数年前になってしまいましたけれども、貸し渋りといっていたところの中小企業側の問題点。勿論、融資する側の問題点もあったのでしようけれども、中小企業側の問題としての財務基盤の弱さといったようなことは、それほど改善がし切れていないところであります。

更に個別の質問項目というところで、ベンチャーキャピタル業務が相当世の中で普遍してきたので、国策として云々というくだりがありますけれども、先ほど申し上げました、そもそも中小企業の投資育成法の法目的が、先ほど申し上げたようなことでございます。更に申し上げれば、我が国のベンチャー、すなわち開業といったようなことについては、別にこの法律だけでそれを実現しようとしているわけではないわけですが、開廃業率については、これも私の方から申し上げるまでもないように、開廃業率の逆転といった状況はずっと続いたままでございます。

直近も 2001 年の古いデータになってしまいますけれども、廃業率 4.5 % に対して開業率 3.1 % というような状況がいまだに続いているわけでございます。

ここまで申し上げました上で、9 . の に戻りますと、そもそもなぜこうした投資育成株式会社法に基づく投資育成会社が現在もなお投資を行うことのニーズが求められているかというところに行きますが、中小企業にとってみれば、一般のベンチャーキャピタル、これはこれで本当にありがたい話でございますし、他方において中小企業庁及び弊省で申し上げれば、産業政策局の方でベンチャーキャピタルの振興というのを相当程度やっております。税制についてもそうですし、ファイナンスについてもそうですし、ある意味、このベンチャーキャピタルを育てるに当たっての有限責任組合法というのも我が課がつくった法律であると。

こうしたお陰で相当広がってはまいりましたけれども、なぜまだこうした投育会社からの出資が必要なのかということについて、いろいろアンケート、もしくはいろいろなお話を聞いてまいりますと、やはり息の長い投資をしてもらえるところ、もしくは早く上場して、早く資金回収をしてということで、それだけを一辺倒にして行う一般ベンチャーキャピタルではなくて、ある程度息の長い、なおかつ追加投資及びコンサルティングをやっていただけるような、そうした中立性を持つ投育社というところについての出資の要請というのは、続いて存在しているということになります。

9 . のところの最後の方に書いておりますけれども、平成 15 年度実績というところでは、年間投資件数が 172 件に上っております。年度末の投資件数総数が 2,000 件を超えて、年間投資総額が 46 億 4,900 万円といったような実績が上がっております。

のところでございますが、ここもちょっと御質問が、そもそも「政策金融の枠組みにあることを強調されているが」というところがよくわからなくて、そうしたことで強調したというのはどこにあるのかよくわからないんですが、そもそも、今、国からの補助金というのはございません。

更には、もともと設立段階では、中小公庫の方からの出資ということで、国からの出資というのがあったわけですが、これも全部返しておりまして、現在において国からの出資及び融資というのはございません。

ここに書いてありますけれども、そのファイナンス構造からして、一般のベンチャーキャピタルと比べて優位性があるようなことが行われているかというところ、その事実がございません。

のところの「引受け等の対象業種、株式引受け等の相手方の選定基準・評価基準、引受け限度額」といったところでございますけれども、かいつまんで申し上げますと、対象業種に関しては、昔は政令で指定しておったんですが、そこもやめまして、近時においては、広く門戸を広げております。

ただし、勿論のことながら、風営法の対象業種ですとか、そういうようなものは事業規則というか、自らの認可しているところの規定の中で除いているものであります。

○白石委員 済みません、平井さん、ちょっとお時間ですので、あとは書面を拝見するようにさせていただきますして、質疑に入らせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○安念専門委員 よろしゅうございますか。何も特典がないものをつくる何の意味があるのですか。何も特典がないなら普通の株式会社なのだから、普通の株式会社でベンチャーキャピタルであるところなんか腐るほどあるわけですから、そういう純粹の民間のベンチャーキャピタルに自由なビヘービアをさせておくのと、こういうものをつくるのと理論的には同じことが起きるはずですけども、なぜこういうものをつくる意味があるのですか。

○平井財務課長 つくるとおっしゃっているところの趣旨がよくわからないのですけれども、そもそも存在はしておったわけです。

そこで、いろいろとあったものの、そもそもこの法律の中でやっていることというのは、国が認可をし、国が見ておるというところだけであります。

したがいまして、ではなぜ投育がそこでビジネスモデルが成り立つのかという御質問の趣旨だと御理解してよろしいですか。

○安念専門委員 いや、違います。なぜこういう法律をつくらなければいけないかわからないのです。

○平井財務課長 それは、昭和 39 年のころの趣旨という意味ですか。

○安念専門委員 いや、今も存在する法律ですね。なぜこれだけベンチャーキャピタルがたくさんあって、そしてこの法律は何も特典を与えていないわけですね。ならば、要するに自然状態のままにさせておいて何も変わらないはずだということに理論的にはなるので、この法律はもう不要であるという理屈になると思うのですが。

○平井財務課長 2 つの点にお答えさせてください。

まず 1 つに関して言うと、逆にこれがどなたかのお邪魔になっているかということから言えば、どこの一般ベンチャーキャピタルに対してもお邪魔になっていないということが 1 つでございます。

2 つ目に関して言うと、先ほど途中まで申し上げましたが、ある意味投資育成株式会社は制約を受けているわけです。これがなぜ彼らにとってビジネスモデルとして回るかということに関して申し上げれば、先ほども申し上げたような、ある意味国の監督を受けて、むちゃな資金回収をしないことについての安心、及びある意味長い期間での投資育成に対するコンサルテーションといったようなところについて安心感というところで、今、ここで投資を受けている会社からすると投育から投資を受けてよかった、もしくは投資をしてほしいという中小企業が後から後から

出てくると、こういうビジネスモデルで回っているということでございます。

○白石委員 今の御質問に関連して伺いたいのですが、一般的に民間のベンチャー・キャピタルと比べて、投資期間でどれだけ優位性があるのかとか、利用者のニーズに応えているというような具体的な項目があったら、是非後ほどお示しいただきたいということが1点、これは要望でございます。

7番でお答えいただいております、これをやめると「政策目的が、実現困難となる」とお書きいただいておりますが、そもそも昭和38年にこれがスタートしておりますね。それ以降随分時間も経っておりますし、先ほど廃業率とか開業率というふうにおっしゃいましたが、相変わらずこの数字は低いままであると。

この政策目的というのが、現在も有効性を持っているのかどうか、その1点について伺いをしたいのですが、今でも必要な政策なのかどうかということです。

○平井財務課長 まず、最初の御要請については、後で資料を用意します。

それから、自己資本比率がなかなか上がってこないということについては、いろんな立場で私どもの方でもやっておるわけですが、当然のことながら1つには、これも長くなってしまうのであれですが、これまでの間接金融側の金融慣行というのは1つ大きかった、これを求められてこなかった事情というのがあると思っております。

すなわち、ものを言い換えれば、不動産を中心とした担保に基づく金融というのは、基本的には、ずっとこれまで2000年前後まで行われてきた中で、自己資本比率などというのは、頭ではわかっていたとしても、基本的には担保を前提として中小企業側も用意をし、それに対して金融を付けてきたという世の中、我が国全体の金融慣行があったわけですが、もう世の中そうはいかなくなってきたというのが、今回の貸し渋りの中で立証される中で、自己資本比率の充実というのは、更にこれが強く求められているのではないかとというのが、今の一般的な認識ではないかと私は思います。

○白石委員 一般的な認識の根拠は何でしょうか。

○平井財務課長 これもお出ししますが、自己資本比率が低い中小企業に貸し出しをされるような一般の金融銀行はどれだけいるのかということについては、これは、今、銀行がどれを審査項目として見ているのかというデータがございますので、これは示したいと思います。

これがなければ、では担保だということに対して、無担保であり、無保証であり、本当に中小企業の財務内容を見て貸し付けしてくださいということについての要請があることについては、中小企業金融についてのガイドラインについても、我が国の金融庁の方ですけれども、これについての方向性が出てくることも確かだと思います。

それで、我々としては、これだけの法律ではないと申し上げましたけれども、こ

こ3年前から始めております、我が国中小企業の同族会社に対する自己資本の留保金に対する課税の問題、これにも取り組んでおりますし、更に留保金課税の撤廃に向けて、来年度に向けて要求をしていきたいと思っているわけです。

そこも含めて、全体として中小企業の自己資本の充実、先ほどの米国の例はありましたけれども、そこまで行けるかどうかは別としまして、中小企業がまともに金融を付けていけるための実力を付けていくための施策としては、ますますそこは広がってきているのではないかというのがまず前提であります。

その上で、ではこの法律がどれほど意味があるのかということになってしまいますと、これは多々ますます弁ずかもしれません。これはこうした企業もしくはベンチャーキャピタルがもっともっと、先ほどもベンチャーキャピタルが増えてきましたと申し上げましたけれども、ベンチャーキャピタルもそうですし、こうした同じようなビジネスモデルを取っていただけるような投資育成会社という数はもっともっと増えていただきたいというのが我々の思いであります。

その意味を込めて、ベンチャーキャピタルに対してファイナンスが足りないということであるということを経験として、こちらではありませんけれども、昔の中小企業事業団といったところの、今は基盤機構と呼んでいますが、そこに絡むファイナンスをしているところです。それは一般ベンチャーキャピタルだけですけども、一般ベンチャーキャピタル向けに金を出すといったようなことで、総力を挙げてというふうに言った方がいいのだと思いますけれども、こうしたベンチャーキャピタルもしくは一般の中小企業に対する自己資本の充実に向けた施策を展開しているというのが、今の現状であります。

○白石委員 この育成会社のシェアは1割ということで、先ほど民間のお邪魔はしていないというおっしゃり方だったのですが、私はこれは民業圧迫に近いのではないかと思います。

2点、投資育成会社があることによって、ここが投資したベンチャーが伸びているのかどうかとか、目利き能力があるかどうかということについてはいかがでございましょうか。

○平井財務課長 1点目で何か特典が与えられているのだったら圧迫しているということは私も賛成します。ただ、それについて何も、例えばげた履いていない状態で、この投資育成株式会社が1割程度持っていることをもってして圧迫しているというのは、ちょっと私はよくわかりません。

○白石委員 げたを履いていなくてもほかの会社でもできるわけですね。

○平井財務課長 おっしゃるとおりです。できているはずですよ。したがって増えているのだと思います。

○安念専門委員 げたを履かせていますよ。それは金のげたを履かせていないだけではなくて、国の代紋を貸しているわけだから、例えばローソンならローソンとい

う名前をただ付けるだけで、当然フランチャイズ料を払うわけで、何の指導もなくたって、それは要するに、有力代紋だから世間の信頼を得るから、そこに経済的意味があるわけです。

今、さっき課長がおっしゃったのは……。

○平井財務課長 おっしゃるとおりです。結構です。代紋がほしいというのであれば、代紋を付けるための法律改正というのは十分あり得ると。

○安念専門委員 いや、今、課長がおっしゃったじゃないですか、国が関係しているから安心感があるというわけでしょう。その安心感というのは非常に大きいわけです。しかしそれは国が与えているのです。

○平井財務課長 委員がおっしゃっていることは、例えば今ある投資育成株式会社法をもっと数を広げるために、今、3社に絞られているところをもっと広げて……。

○安念専門委員 いやいや、やめるべきだと。

○平井財務課長 逆じゃないのですか。

○安念専門委員 全然やめるべきですよ。

○平井財務課長 何で代紋を与えることが、そこがおかしいのですか。

○安念専門委員 違う、代紋を与えることは、つまり安心感を与えているからこそ意味があるのだとおっしゃったわけでしょう。

○平井財務課長 そうです。

○安念専門委員 安心感というのは、国が何かしらのコミットメントをしているからあるわけでしょう。

○平井財務課長 コミットメントは先ほど申し上げた監督だけです。

○安念専門委員 だから、それが資源配分をゆがめているのです。

○平井財務課長 ゆがめているというのであれば、逆にそのところについて、皆さんについて事業認可をしても別に構わないということですよ。

○安念専門委員 いやいや違います。全部やめるべきなのです。

○平井財務課長 日本でそうやってしまうと、要するに私が申し上げているのは、そこで一般のベンチャーキャピタルだけにした状態になった場合に、先ほど後で申し上げますと申し上げましたけれども、何年間かけて、どれぐらいの資本回収を考えていくのかといった場合に、基本的には短ければ、短いほどよいですから、それはとにかく早く回収してということになりますけれども、それがすべてなのかということだと思ふのです。

○安念専門委員 ですから、それは市場に任せるべきなのです。そういう人しかいなければ、別にそれでいいのです。

○平井財務課長 それでいいということであるならば、例えばベンチャーキャピタルが本当に細ったときの2000年、2001年ぐらいのころは、事実としてございます。

○安念専門委員 いやいや、そんなことは理論的にあり得ません。

- 平井財務課長 理論的ではなくて、事実として 2001 年、2002 年にあります。
- 安念専門委員 どういう事実が出してください。
- 平井財務課長 出しましょう。事実として、ベンチャーキャピタルの投資が細っているのですから。
- 安念専門委員 細っていることは何の意味もありませんよ。インベストする人の絶対額が細るなんてことは、ある時期にあるのは当たり前のことですよ。
- 平井財務課長 それならば、貸し渋りだって何だって我が国はあったっていいわけでしょう。
- 安念専門委員 勿論そうですよ。
- 平井財務課長 それは違うと思うのですよ、そこは全然違うと思います。
- 原主査 済みません、少し私、金融分野を見ているものですから、確かに 2000 年、2001 年というのは貸し渋りがあって、ベンチャーへの投資みたいのが細ったというのは、それは本当に事実としてあるだろうと思うのですが、ただ、金融分野も日々、今、変革というんでしょうか、変わってきていて、特にこういった中小とか、ベンチャーのところにはリレーションシップバンキング構想というようなこともありまして、不動産を担保に取らない、事業に目配りした形での融資というのをこれから行っていこうというふうに、民業の方でも考えているというところがありますので、私としても、昭和 39 年にはきちんとした政策目標ということで、この法律が制定されたとは思いますが、やはり現状ではその目的は終えていて、私はすべて民間で十分賄えるということの状況になっているのではないかと思いますので、法律を含めて、今は全く廃止になるようなことではないかと考えております。
- 平井財務課長 逆に、今、原主査がおっしゃっているところの方が、私はまだ何となくわかるのですけれども、基本的に中小企業に対するファイナンスというところをもうちょっとこの国でしっかりしたいと思うという気持ちは多分一緒だと思うのです。

リレーションバンキングの中で、まさに間接金融の中でも、本当に単純に債務超過であれば引くという話ではなくて、そこの企業の成長力というのをしっかりと見た上で、融資を続けていくということが、先ほど私はシェアしないと申し上げた、細ればそれは別にいいのです、貸し渋りはそれでいいのですという考えとは違うと申し上げたのは、まさに原主査がおっしゃっているところに私は賛同するからであります。

その上で、もう一つおっしゃった、もう既にそこは達成し切れたのではないかというところについては、これはちょっと見方が分かれるかもしれませんが、現在の、例えばベンチャーファイナンス、広がってきたということは確かだと。そのために我々もいろんなことをやってきたわけですから、その意味においては、我々のやってきたものは少なからずはお役に立ったのかなとは思いますが、今

のこの状況で満足できているのかということ、もしくは今これを全部放棄した上で、もう後はレッスフェールでやっていけば、そこは伸び切るような状況になっているのかということからすると、ある意味、そこは心配をし過ぎるかもしれませんがけれども、十分な状況になっているのかということは、別に他国と比較しなくてもいいのですけれども、比較した場合であってもベンチャーキャピタルの数、もしくは量、その質及び中小企業側全体の自己資本の充実といったようなデータから見た上で、これが本当に満足すべき状態だとおっしゃっていただけることというのは、それほど私ども多くなくて、逆にもっとやれということをおっしゃっておられるの方が、我々のところでは多い感じがしております。

○白石委員 どうぞ。

○鈴木主査 お邪魔にはなっていませんとおっしゃったのだけれども、お邪魔になっていないというのは、当該投資育成会社の商売をやる範囲内では民間がついてこれないというか、入ってこれない、対抗者がいない、それがお邪魔をしていませんという意味ですね。

そういえるのですか。言えるとしたら、私は聞きたいのだが、今、みな貸したがっているのです。貸したいが、危ないから貸さない。

そのなかで他が貸せない先に貸すのだから、この会社は相当不良債権を抱えて四苦八苦していなければおかしいはずですよ。とにかく民間が入らないところなのだから。そこでもし健全経営をされているなら、現実には優良企業にしか貸していないでしょうから、もし健全経営をしておられるならば、当然他に群がるがごとくベンチャーキャピタルを供給したい人がいるはずですよ。だから、お邪魔になっているのですよ。

○平井財務課長 まず申し上げるのが、基本的に多分ベンチャーキャピタルのビジネスモデルとしても、全部の資本、中小企業側が必要とする資本を全額出資するというベンチャーキャピタルはそれほどないと思います。当然リスクシェアをするためには、ほかのベンチャーキャピタルと相乗りというのがあるわけございまして、投資育成株式会社が出資しているところについて、民間のベンチャーキャピタルも相乗り出資というのは十分ある話であります。

そこが、ではほかの民間ベンチャーキャピタルとどこまで競合しているのかというところの数は、今持ち合わせていませんからあれですけれども、一般に中小企業育成株式、投資育成株式会社がどれほど変な株式をつかんでしまっているのかというところに関して言うと、結構ございます。

それは勿論ベンチャーに対する出資でございますから、10本に1本ぐらい上場すればいい方ということになるのかもしれませんが、彼らの中では、ある意味、先ほど白石委員の方からおっしゃられた上場までの距離で申し上げると、平均すると、恐らく今でも10年超、20年ぐらいになっているかもしれません。そのぐらい

の息の長い投資をやっているのに対して、多分一般のベンチャーキャピタルだと数年のレベルで回していかざるを得ないのが普通だと思います。

そうした中で、10年超でやっているわけですから、その間の中では上場までの道にたどり着かない会社の数も結構ありまして、それは大抵投資育成株式会社と中小企業との間でもめるケースでございます。もめるケースが多々あるのが実態であります。

○白石委員　どうぞ。

○大橋専門委員　今の鈴木主査の質問と同じ質問なのですが、つまり課長はこの投資育成会社というのは、民間のベンチャーキャピタルの邪魔をしていないとおっしゃったんだけど、邪魔をしていないとおっしゃる根拠というか、事実、何ををもって邪魔をしていないとおっしゃるのか、私はよくわからないので、もしあれだったら整理したものを後ほどお出しただけたらいいと思うので、よろしく願いしたいと思います。

○平井財務課長　わかりました。

○大橋専門委員　それと関連して、いわゆる広い意味の投資育成会社を政策金融機関ととらえてもいいのではないかと思うのですが、一般的に融資を中心とした政策金融機関というのは、民の補完という位置づけになっていると思うのです。昔の開発銀行だとか、輸出入銀行だとかいうのは、民がまず貸すのだと、そして足りないところを政策金融機関が貸すのだという補完機関という役割が政策金融機関の存在の根拠になっていると思うけれども、この中小企業投資育成会社というのは、そういう意味で言えば、どういう位置づけになるのか。つまり、ベンチャーキャピタルの補完機関なのか、あるいは競合する機関なのか、もうそれぞれ独立なんだよと、どういう位置づけなのでしょう。

○平井財務課長　最初のところの、まずお邪魔していると思っていませんと言ったところについては、後で整理します。

お邪魔しているということ、定義が多分皆さんと私とちょっと違うのだと。存在していることが邪魔だと言われれば、それはそれまでなので、私が申し上げたかったのは、要するにあくまで先ほどおっしゃられた、げたを履いているか、履いていないかということところ大紋の世界ということところをあくまで除いての議論であることは確かです。

ただもう一つ、2番目の御質問に対して補完機関なのかどうなのかということところについては、例えば今でも私のところではなくて、中小企業庁全体で申し上げれば、中小公庫という中小企業の政策金融機関がございます。

政策金融に対する議論が、今も行われているところでありまして、やはりその中ではベンチャーということところが政策金融機関としての意義が最後まで残るところだろうと言われている話でございます、あくまで融資が残るのだったら、

もっとリスクが高いわけですから、出資が残るのだろうと、まず私も思いますけれども、ただ、そこは中小公庫は出資事業というのはやっております。

その上で、出資事業をやるところは、今一体どこなのかということに関して言うと、完全にファイナンスだけをしているのは、組織的かどうかは別として、今、中小企業基盤機構というところがファイナンスだけはやっております。あくまで、それは有限責任事業組合をつくった場合のＬＰの形での金の出し方ということになっています。

それに対して、ここでいう投資育成株式会社というのは、もともとは中小公庫の金で昭和 38 年にできたものでありまして、その投資部門として独立したという経緯がございます。

逆にそのところについては、政策的にここに融資を行い、もしくはそもそもの出資を行いということの中で政策金融機関の一部を成していたことは事実です。

したがって、そこを完全に否定するかどうかというのは、先ほどの議論に戻ってきて、今、そこについて出資、融資というのをしているのかというところで申し上げれば、出資については完全にその株式を償却して国の方に金を返してもらいました。

更に融資に関しても中小公庫からの融資というのは、現在、当然規定も残っておりますから、中小公庫からの借入れというのはできる状態にはなっています。

ただ、現実には、今まで借りていた中小公庫からの借入れというところはお返しして、自己資金で回れるようになっています。

時系列的に申し上げていけば、今、先生がおっしゃっていただいたように、政策金融機関から発進したものです。それをどんどんある意味政策コストを低める方向でやってきたというのが、これまでの歴史的背景でありまして、政策コストを限りなくゼロに近づけた形が今の状態です。

そして、大紋というふうにおっしゃいましたけれども、大紋だけが残っているという骨皮だけ残ったというのが、今の現実ですから、それをもって政策金融機関だということであれば、おっしゃるとおりですし、先ほどの私の定義で、出資、融資という直接的なファイナンスというところから引いているという意味においては、そこは完全に政策金融機関としての一線を若干切れてしまったということではないかと整理をするところであります。

○白石委員 どうぞ。

○鈴木主査 これは 58 年の臨調のときの法人ですね、さっき高圧ガス保安協会が住田法人なんて言っておったけれども。

○平井財務課長 58 年更には昭和 61 年両方やっているのかな。返したときが。

○鈴木主査 いやいや、法人の性格です。

○平井財務課長 58 年の第 5 次答申ですね。

○鈴木主査 いわゆる民間法人というものですよ。あのときには、この法人自体をもう廃止しようではないかという議論があった。それを、あなたが今縷々おっしゃったようなことを、全く同じ20年間変わらないなという感じがしたけれども、おっしゃられたから、だから民間法人というわけのわからない歪曲法人にしてしまったのです。

もう20年経って、さっきの話を聞いたけれども、お邪魔していないというが、国という看板自体がお邪魔しているのですね。そういうことだから、この法人もビジネスをやってよいと思うけれども、もう法を廃止して、法の根拠のない優秀なベンチャーキャピタルとして、自立させてやり、あなた方が介入しないとした方がよほどよいのではないのでしょうか。その議論がもう20年前にやられて今日に至っているわけなのだから。

○平井財務課長 おっしゃることは、本当に微妙な政策判断だと思います。多分そういう御判断もあろうかと思います。

今、ここまで出融資という完全に政府からのげたみたいなものを全部外している以上は、最後ここで所管していると言っているところの許認可というか、許可はありませんけれども、そうした所管行為というのをやめるか、やめないかというところだけですから、まさにおっしゃるとおりです。

これをやめたときに、先ほど申し上げたような、もう一般ベンチャーキャピタルと同じように回るベンチャーキャピタルは1つ増えるだけという状況を目指すのか、それともそれ以外のところで、もう一つ今の現状という、とにかく15年も20年もかけてもいいから、自己資本を充実するために、まず資本を出資し、とにかく頑張ってくださいと。

更に言えば、我々は配当をもらうので、とにかく成長を目指してくださいというビジネスモデルでも結構ですよというようなビジネスモデルを成り立たせてあげるような存在を認めてあげるかどうかということが、我が国の中小企業金融、もしくは中小企業ファイナンス、大きなところの枠組みの中で、どちらがいいのかという政策判断なのだと思います。ただ、少なくとも私の判断においては、現状のところにおいて、こうした長い目で見たファイナンスもしくはキャピタル、配当を前提として回してもいいよと言ってくれるような民間ベンチャーキャピタルがそれほど多くはない。一般には配当で回っているベンチャーキャピタルなどというのは余り聞いたことがないわけですがけれども、投育社の場合には、およそ半分ぐらいの配当収入があるわけでございまして、それぐらいの我慢ができるようなビジネスモデルが書けるのも、今、こういう状況においているから、こうしたことの存在が成り立っていると思っております。

したがって、政策判断としては、そちらの方がよろしいのではないかと考える次第であります。

○大橋専門委員 今の話に関連して、投資育成株式会社法というものが必要というか、ある理由というの、むしろ政府というか、国が株式会社に対して、わずかかもしれないけれども、何らかの関与をする根拠を定めているから、この法律が必要だと解釈してよろしゅうございましょうか。

○平井財務課長 結構だと思います。

○大橋専門委員 そうですか。そうすると、もし現在法律に定められているような関与というの、今でも必要でございましょうか。

○平井財務課長 おっしゃっている趣旨があれですけれども。

○大橋専門委員 どんな関与が、今、法律で定められているのですが、法律を調べればいいのですけれども。

○平井財務課長 先ほどのこの紙のところにも6.のところで書いているわけでございますけれども、必要最小限というか、ほとんど実態的なものというのはいらないのですけれども、代表取締役等の役員の選任の認可、事業規制及び定款の認可、事業計画等及び貸借対照表の届出といったようなものでございます。

○大橋専門委員 やはりその認可は必要なのですか。

○平井財務課長 これはどこまで、あとは法制局で法律を最初は昭和61年ですか、62年ですか、ここで直したときに...

○大橋専門委員 私が言っているのは、もう関与を撤廃すれば、法律自体はもう存在する根拠が必要なくなりますから、法律の廃止になるのではないかというふうに言っているのですけれども。

○平井財務課長 それは先生がおっしゃるとおり、全部関与をなくせば、この法律がなくなって全然結構だと思います。

したがって、そこは何がしか、今レベルのものもセットとしては最低限だと思いますけれども、この最低限のセットを残すか、残さないかというだけの政策判断だと思います。

○大橋専門委員 だから、問題のポイントは、鈴木主査が先ほどおっしゃったように、法律を廃止すべきだとするならば、本当に今行われている関与というのが必要なのかどうかという判断だろうと思うのです。もうこんなものは要らぬよということになれば、自動的に法律自体も廃止されることになるのではないかというのが、私の考えですけれども、間違っておりますか。

○平井財務課長 いや、間違っていないと思います。

○鈴木主査 もう一つ、法律を廃止したら、この会社はつぶれてしまいますか。

○平井財務課長 一般ベンチャーキャピタルみたいな形の業態に変わっていくのだと思います。それは多分今のような業態ではないと思いますけれども。

○鈴木主査 それではいけないのですか。

○平井財務課長 それであるならば、別に、今、200、300あるベンチャーキャピ

タルが1個増えるだけの状態ですから、その上で今の投資育成株式会社スタイルの会社がなくなる、どっちがいいのかということだと思います。

それは、我々からすると、世の中あまたある一般民間ベンチャーキャピタルが1社増える、3社増えるというよりは、この3社のもう少し違ったベンチャーキャピタル、ちょっと特色としては、先ほど縷々申し上げたようなものが現存してバリエーションを残しておいた方が、この国の中小企業の金融にとってみれば、それはベターだと私は思います。

○鈴木主査 そうすると、やはり邪魔するという議論になるのではないのですか。

○平井財務課長 今、申し上げた何年もかけてもとにかく我慢強く投資を行っていくといったようなところと、一般のベンチャーキャピタルの、例えば3年で投資回収を図りたいと言っているようなところが、どれだけ競合しているのかということになるのだと思いますが、そこがどれほど、それこそJAFCOさんにしても、日本アジア投資の方にしても、例えばそれほどここが邪魔だから、我々の収益のところが邪魔されたと言っているようなところの認識があるというのは、ちょっとこれも聞いてみないとわかりませんけれども、どれだけ邪魔されているのかということなのだと思いますが。

○鈴木主査 税金は払っているのですか。

○平井財務課長 勿論払っております。

○鈴木主査 そうしたら、どうしてそこだけがそんな長い時間をかけたものをやって採算が合うのか。

○平井財務課長 2つだと思います。まずは、当然のことながら昭和38年以降やってきているというところの中で、当然そのストックというのがあります。それは昭和38年以降やってきた長い歴史の中で数多くの上場企業を生み出しておりますので、その蓄えというのはございます。

もう一つは、先ほど申し上げた配当というものもありますけれども、大抵は配当を考えるとというのは、ベンチャーキャピタルには余りないビジネスモデルだと思います。これはよく御存じだと思います。ベンチャーキャピタルで本当に上場させようと思うのであれば、外部に配当なんかをさせるよりは、内部にためておいて、とにかく一刻も早く上場させるということがおよそ理にかなう行動なわけです。

そこで、なぜ今の中小企業投資育成株式会社が、そうではなくて、パンフレットにもはっきりと書いているのですけれども、配当してくださいというふうに書いているというのは、まさに一般の中小企業が外部から自己資本を投資してもらえよう、そんな中身になってくださいという思いからの行動なわけです。

したがって、上場することは当然目標にしておりますけれども、それだけが究極の目的としているわけではないわけです。すなわち、配当できるような状況に経営状態をもっていくということ及びその財務状況をきっちりとしてもらうという

こと。ここに重点を置いてやって回していくということなのです。

そうすると、先ほど申し上げた上場益というところの厚みに加えて、既に上場したところ、もしくはまだしていないところからもきっちりと配当を取ってやっていくとっているようなことのビジネスモデルが、ここまでの長きにわたって築き上げられてきたことであります。

これもすべてにわたって、今度はその後に行く会社がどうしてそれだけの信頼性を持てるのかという、先ほどおっしゃいました大紋の力と言ってしまえば、それでもありますし、更には、ここの投資育成株式会社の株主と言っているようなところも半分以上ということはないですけれども、一般の投資家からの出資で賄われているわけではない、国からの投資というのは引きましたけれども、地方公共団体からの出資も入っております。そのところについては、安定的な配当でそれで賄っているという、その2つの構造はあると思います。

○安念専門委員 だから、それは要するに文句を言わない株主だということでしょう。

○平井財務課長 勿論、機関投資家というと生保ですとか、銀行とか入っておりますので、全部が全部ではありません。

○安念専門委員 では、それなら課長がさっき長期張りする主体がないと言ったけれども、この会社に民間が出資するのであれば、経済的には長期張りしているわけだから、そういう長期張りをするキャピタルはあるということです。

○平井財務課長 おっしゃるとおり、すべてがすべてとは申しません。それは民間の金が入っている以上は、本来的には、銀行の株主さんが出資先たる投育の収益構造に対して文句を言うということは十分あり得ると思いますが、そのところについては、これまでの配当すべて、7～8%回ってきていますので、ある意味そこについては、長期の7～8%の利回りで御満足をいただいているということと、恐らくこれから、例えばこれが完全に民間に開放されて、それで新しい投資家が入ってきた場合にどうなるのかということについては、ちょっとサイエンティフィックなところにならざるを得ない。

○安念専門委員 育成株式会社自身は、上場はしておられないのですか。

○平井財務課長 していません。

○安念専門委員 これが上場したら、追加、追加と追隨者が出てきて面白いと思いますよ。

○平井財務課長 それは上場した瞬間にこのビジネスモデルは消えると思います。これは特色のない一般ベンチャーキャピタルになるわけですから。

○安念専門委員 別の会社が同じことをやればいいのです。この会社は消えたってちっとも構わない。

○平井財務課長 この会社が消えても別に、この会社自身がどうこうというか。こ

の機能がほしいというだけですから。

○ 安念専門委員 ノウハウが残ればいい。

○ 平井財務課長 ノウハウは、それは大紋の力と言ってしまえば、それはそれまでです。それはおっしゃるとおりです。

○ 安念専門委員 わかりました。それなら私の言うことを肯定しないと。

○ 白石委員 ありがとうございました。